

第2回 早岐川水系流域治水協議会

議 事 次 第

日 時：令和4年5月31日（火）14:00～15:00

※Web会議

1. 開会

2. 議事

- 1) 流域治水について
- 2) 規約, プロジェクト, ロードマップ, 今後のスケジュール
- 3) 各取組み内容の説明
- 4) 質疑応答

3. 閉会

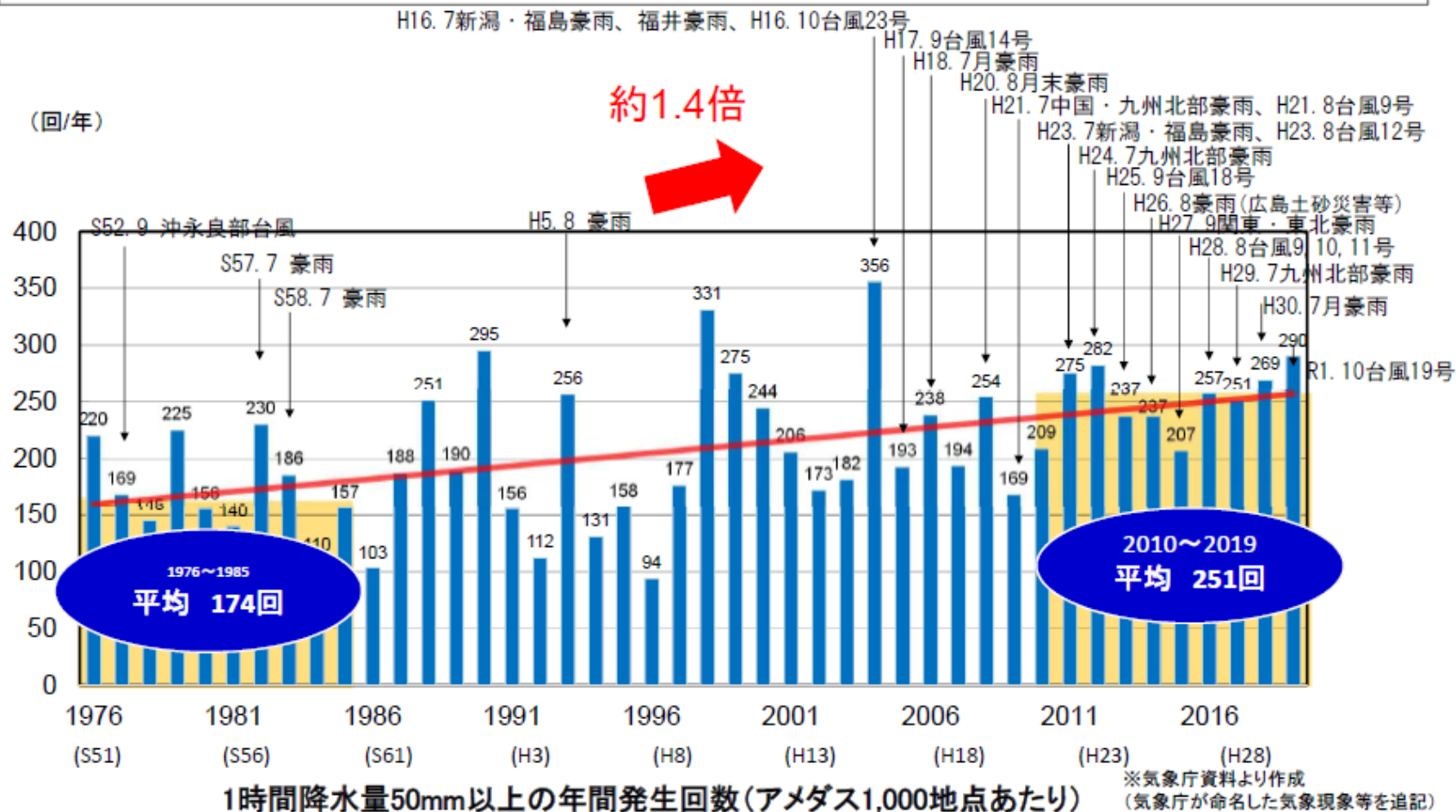
早岐川水系流域治水協議会 名簿（第2回協議会）

氏 名	所 属	代理出席者
朝長 則男	佐世保市長	田中 英隆
堤 雅也	気象庁 長崎地方气象台 次長	
村山 弘司	長崎県 県北振興局長	平岡 昌樹
多田 浩之	長崎県 危機管理監	
奥田 秀樹	長崎県 土木部長	

流域治水について

近年、雨の降り方が変化

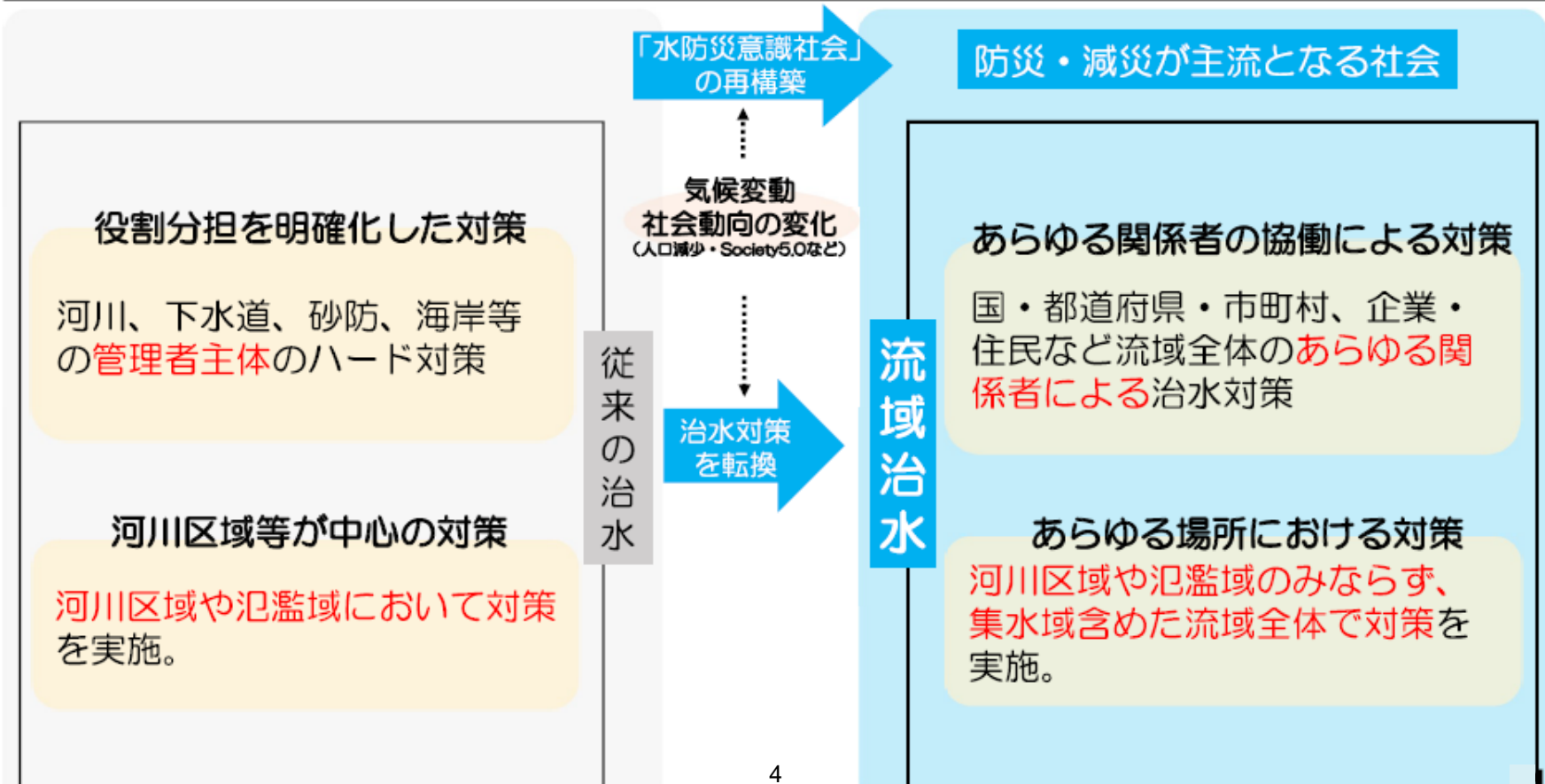
- 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加。
- 気候変動の影響により、水害の更なる頻発・激甚化が懸念。



流域治水について

「流域治水」への転換

- 近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える、「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
- 今後、この取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換。



流域治水について

「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留 河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダム建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用
 [国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

**持続可能な河道の流下能力の
維持・向上**
 [国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
 [国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導/
住まい方の工夫**
 [国・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

氾濫域
浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

流域治水について

流域治水プロジェクト ～一級水系(109水系)、二級水系(12水系)で策定・公表～

- 「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダム等の事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、今般、全国109の一級水系、12の二級水系で策定・公表しました。
- 本プロジェクトのポイントは、①様々な対策とその実施主体の見える化、②対策のロードマップを示すとともに各水系毎に河川事業などの全体事業費の明示、③協議会によるあらゆる関係者と協働する体制の構築を行ったことです。
- 今後、関係省庁と連携して、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図ります。

【ポイントその①】 様々な対策とその実施主体の見える化

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備 等



河道掘削
(石狩川水系、北海道開発局)



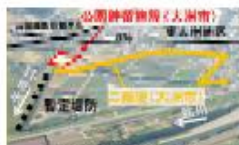
公園貯留施設整備
(名取川水系、仙台市)



用水路の事前水位低下による雨水貯留
(吉井川水系、岡山市)

②被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供 等



二線堤の保全・拡充
(徳川水系、大洲市)



災害危険区域設定
(久慈川水系、常陸太田市)



住宅地盤嵩上げに対する助成
(柳川水系、小松市)

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設 等



自主防災活動による量場設置
(塩保川水系、たつの市)



避難訓練の支援
(五ヶ瀬川水系、森千穂町)



公園等を活用した高台の整備
(庄内川水系、名古屋市)

【ポイントその②】 対策のロードマップを示して連携を推進

- ・ 目標達成に向けた工程を段階的に示し、実施主体間の連携を促進

- 短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間(概ね5年間)
- 中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間(概ね10年～15年間)
- 中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間(概ね20～30年間)

<ロードマップのイメージ>

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
浸水被害の軽減、減らす対策	治水対策の実施	河川事務所、都道府県、市町村	→	→	→
被害対象を減少させるための対策	治水リスクの低減に向けた治水対策	市町村	→	→	→
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	公園等利用した高台整備	市町村	→	→	→
	施設タイムラインの作成	都道府県、市町村	→	→	→

【ポイントその③】 あらゆる関係者と協働する体制の構築



流域治水協議会開催の様子

- ・ 全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。
- ・ 地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進

流域治水について

流域治水関連法の活用（特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進）

〔特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律〕（令和3年法律第31号）

- 流域治水を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- 特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大
（国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定）

流域水害対策協議会 計画策定・対策実施
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

■ 河川管理者等 ■ 都道府県
■ 市町村 ■ 民間事業者・住民等

■ 遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

・流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

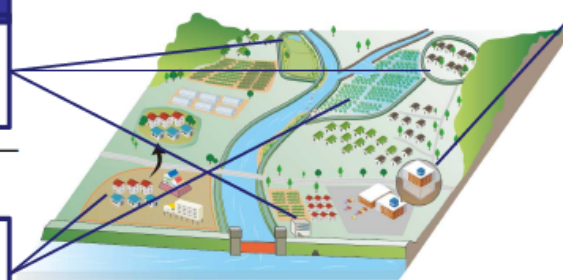
■ 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

①**貯留機能保全区域**（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・**盛土等の行為の事前届出を義務化**
- ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

■■■■ 雨水浸透阻害行為の許可

- ・宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- ・対象：公共・民間、一定規模（**1,000m²***）以上 ※条例で基準強化が可能
- ・雨水貯留浸透施設の整備を義務付け



②**浸水被害防止区域**（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の**原則開発禁止**
- ・住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

■■■■ 雨水貯留浸透施設の整備

- ①**雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
 - ・対象：民間事業者等が整備する施設
 - ・規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1-30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）
 - ・支援策：**税制優遇、国庫補助**（補助率**1/2**）、地方公共団体の**管理協定制**
 - ・**固定資産税の減税**：課税標準を**1/6-1/2**の間で**市町村の条例で定める割合に軽減**（参酌標準**1/3**）
- ②**国有地の無償貸付又は譲与**
 - ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能

早岐川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「早岐川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、早岐川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置くものとし、別表2の職にある者をもって構成する。

2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

3 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

2 早岐川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表

4 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

5 その他、流域治水に関して必要な事項

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、長崎県土木部河川課に置く。

(附則)

第9条 本規約は、令和3年3月24日から施行する。
本規約は、令和4年5月31日改正する。

別表 1

佐世保市長

長崎県 危機管理監

長崎県 土木部長

長崎県 県北振興局長

気象庁 長崎地方気象台次長

別表 2

佐世保市	防災危機管理局	次長	
	土木部	河川課長	
	都市整備部	都市政策課長	
		建築指導課長	
	農林水産部	農林整備課長	
	水道局	下水道事業課長	
		水道施設課長	
長崎県	危機管理監	危機管理課	課長補佐
	土木部	河川課	課長補佐
		砂防課	課長補佐
		都市政策課	課長補佐
		住宅課	課長補佐
		建築課	課長補佐
	農林部	農村整備課	参事
		森林整備室	参事
	県民生活環境部	水環境対策課	課長補佐
長崎県	県北振興局	建設部	河川課長
		農林部	土地改良課長
			森林土木課長
気象庁	長崎地方气象台	水害対策気象官	

早岐川水系流域治水プロジェクト

～早岐川水系の治水対策・急激な水位上昇から自ら身を守る防災・減災対策～

- 平成2年7月の大雨では、早岐川の洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、ハード・ソフト両面で対策を進める必要がある。
- 以下の取り組みを実施していくことで、概ね100年に1度の確率で発生する規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図るとともに、併せてソフト対策を推進することで住民の適時適切な避難行動を促す。



■ 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

- ① 二級河川早岐川の整備
- ② 水源地活用の検討
- ③ 保安林・民有林の保水能力の機能向上
- ④ 治山施設等の整備

■ 被害対象を減少させるための対策

- ① 立地適正化計画の検討
- ② 市街化調整区域における開発許可の厳格化の検討



平成2年7月2日 (早岐小前)



平成2年7月2日 (旭橋横)

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ① 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラでの情報配信
- ② 関係機関と協力した防災教育の促進
- ③ 関係機関と協力した防災推進員（自主防災リーダー）の養成促進
- ④ 住民に対する防災意識の普及啓発
- ⑤ 防災無線等を活用した防災情報の発信
- ⑥ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進
- ⑦ 洪水、土砂災害のハザードマップの作成・周知
- ⑧ 防災気象情報の普及啓発

凡例

■ 浸水範囲
(計画規模降雨1/100により浸水が想定される範囲)

■ 県管理区間

地理院地図を使用

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

早岐川水系流域治水プロジェクト ロードマップ

令和4年5月31日

区分	対策内容	実施主体	工程			備考
			短期 (~5年)	中期 (5~15年)	長期 (15年~)	
氾濫をできるだけ防ぐ、 減らすための対策	①二級河川早岐川の整備	長崎県				
	②水源地活用の検討	長崎県、佐世保市				
	③保安林・民有林の保水能力の機能向上	長崎県 等				
	④治山施設等の整備	長崎県 等				
被害対象を減少させるための対策	①立地適正化計画の検討	佐世保市				
	②市街化調整区域における開発許可の厳格化の検討	佐世保市				令和4年4月1日 改正都市計画法及び条例施行
被害の軽減、早期復旧・復興 のための対策	①危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラでの情報配信	長崎県				カメラは令和3年度に早岐川に1箇所設置
	②関係機関と協力した防災教育の促進	長崎県				
	③関係機関と協力した防災推進員（自主防災リーダー）の養成促進	長崎県				
	④住民に対する防災意識の普及啓発	佐世保市				
	⑤防災無線等を活用した防災情報の発信	佐世保市				
	⑥要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進	佐世保市、長崎県、長崎地方気象台				
	⑦洪水、土砂災害のハザードマップの作成・周知	佐世保市				
	⑧防災気象情報の普及啓発	長崎地方気象台				

早岐川水系流域治水協議会スケジュール

	R2年度	R3年度	R4年度
早岐川水系 (佐世保市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回準備会 (1月19日) <li style="margin-left: 20px;">↓ <li style="margin-left: 20px;">対象市町との打合せ (2月5日) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回幹事会 (2月19日 Web会議) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回幹事会 (7月8日 Web会議)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月 第1回協議会 (3月12日付, 書面開催) <li style="margin-left: 20px;">↓ <li style="margin-left: 20px;">(3月24日付, 協議会設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回協議会 (5月31日 Web会議)
			流域治水プロジェクト公表(6月予定)
			必要に応じてフォローアップ

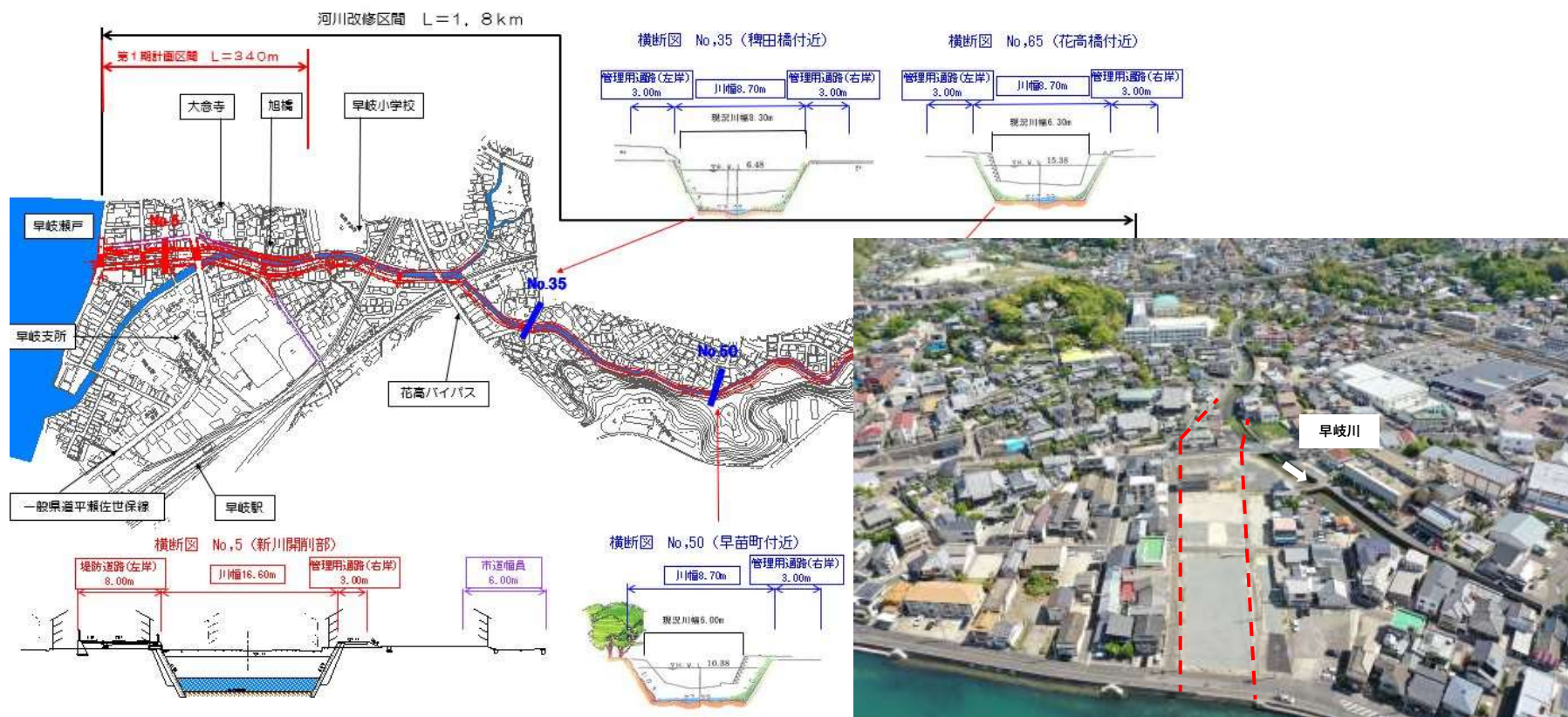
早岐川水系流域治水プロジェクト

実施主体
長崎県

■ 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

① 二級河川早岐川の整備

洪水を安全に流すための取り組みとして、新川開削のほか河道拡幅や護岸整備を進めていきます。川幅を広げることで流れる洪水の量を増やし安全に流下させます。



区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期 (~5年)	中期 (5~15年)	長期 (15年~)
氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策	① 二級河川早岐川の整備	長崎県			

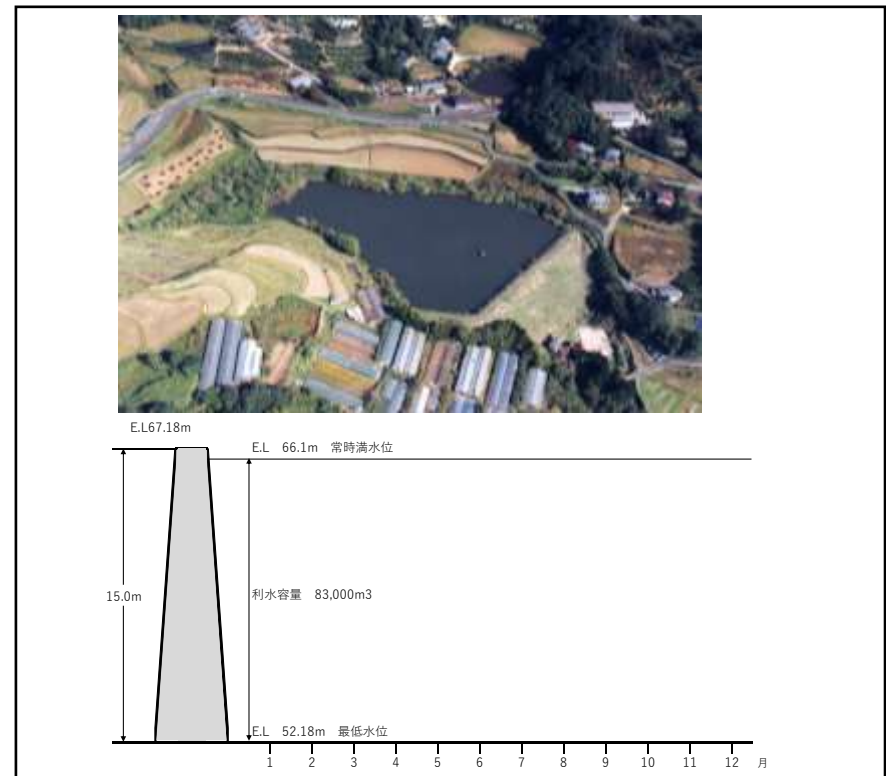
早岐川水系流域治水プロジェクト

実施主体
長崎県、佐世保市

■ 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

② 水源池活用の検討

大雨が予想される場合に事前に水源地の水位を低下できる設備を付加できるかどうかの検討を行う。事前に水位を低下させることで、雨水を貯留できる容量を確保し、流出抑制に資する活用を検討する。



区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期 (～5年)	中期 (5～15年)	長期 (15年～)
氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策	②水源地活用の検討	長崎県、佐世保市			

早岐川水系流域治水プロジェクト

実施主体
長崎県 等

■ 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

③ 保安林・民有林の保水能力の機能向上

保安林・民有林を保全し、森林土壌の働きにより雨水を地中に浸透させることで、流域からの流出を抑制し、河道のピーク流量を低減させる対策を進めていきます。

対策前



現在



植林作業
(イメージ)



森林整備実施区域



間伐作業(イメージ)

(出典: <http://fsa.rikyo.ac.jp/waka/>)



下刈作業(イメージ)

(出典: <http://www.ja.or.jp/biorama/bmag/ht/ty030701a.pdf>)

出典) 第1回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 配布資料より

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期 (～5年)	中期 (5～15年)	長期 (15年～)
氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策	③保安林・民有林の保水能力の機能向上	長崎県 等			

■ 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

④ 治山施設等の整備

治山ダムや山腹斜面对策等の治山施設を整備することにより、流域からの土砂や流木の流出を抑制し、下流域の河道閉塞や河川の氾濫を低減させる対策を進めていきます。



早岐水系流域内においても、これまでに治山施設の整備が行われていますが、今後も、山地災害危険地区において治山施設等の整備を計画的に実施していきます。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策	④ 治山施設等の整備	長崎県 等			

■被害対象を減少させるための対策

①立地適正化計画の検討

災害ハザードを考慮（リスクを避ける）した居住や都市機能誘導区域の設定を検討

1. 都市再生特別措置法等の改正(概要)

国土交通省
平成26年8月1日施行

背景

- 地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

●立地適正化計画（市町村）

- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多様なネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
 - 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例
 - ・民部機構による出資等の対象化
 - ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加
 - 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
 - ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
 - 公的不動産・低未利用地の有効活用
 - ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援
 - ◆歩いて暮らせるまちづくり
 - ・副都心型駐車場の集約化も可能
 - ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
 - ・歩行空間の整備支援
 - ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
 - ・公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助
 - ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
 - ・市町村の判断で誘発許可対象とすることも可能
- ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用
 - ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
 - ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
 - ・協定を締結した跡地の適正管理を支援

公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

- ◆公共交通を軸とするまちづくり
 - ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
 - ・都市圏域等区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所等都市圏域の公共交通網の整備支援

※下欄は法律に規定するもの 25

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害対象を減少させるための対策	①立地適正化計画の検討	佐世保市			

■ 被害対象を減少させるための対策

② 市街化調整区域における開発許可の厳格化の検討

都市計画法の改正及び佐世保市都市計画マスタープランを踏まえ、条例で市街化調整区域において開発許可を行い得る区域等について、災害の防止等の事情を考慮して条例改正を行う。

- ・ 佐世保市都市計画区域：旧佐世保市内
 - ・ 市街化調整区域：市街化を抑制する区域
 - ・ 条例区域：条例で市街化調整区域において開発許可を行い得る区域

◎ 条例区域から除外するエリアの検討

- ・ 災害危険区域
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害防止法第7条第1項の土砂災害警戒区域
- ・ 水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち一定の区域
- ・ その他

参考) R3.12月議会へ条例改正案を提出
⇒ R4.4.1 付け都市計画法の施行に伴い条例施行

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害対象を減少させるための対策	②市街化調整区域における開発許可の厳格化の検討	佐世保市			

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

① 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラでの情報配信

早岐川で、常時観測の水位計に加えて、危機管理型水位計1基及び簡易型河川監視カメラを1基設置し、運用開始しており、視覚情報の配信により避難行動を促す。



水位情報に加え、画像情報も提供することで、適時適切な避難判断を促します。

早岐川の監視カメラ画像（スマホ版操作画面）



区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラでの情報配信	長崎県			

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

② 関係機関と協力した防災教育の促進

出前講座では、いつ起こるかわからない水害に備え、県などによる防災情報の提供や、自分の身を守るための行動について説明を行っています。小学生が使用する補助教材の作成などにも協力しています。

令和2年度 小学校での出前講座の様子



すいがい
1

A B C D

大雨が降ると、
自分の家が洪水に
巻き込まれてしまうことがあるよ！

⚠️ そうならないために、

自分の家や通学路が、危
ない場所かどうか調べる
ことが大事！

防災カードゲーム
も実施

補助教材作成への協力（長崎市教育委員会）



区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	② 関係機関と協力した防災教育の促進	長崎県 等			

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

③ 関係機関と協力した防災推進員（自主防災リーダー）の養成促進

関係機関と協力、連携した防災学習、防災教育による普及啓発活動を実施

長崎県防災推進員養成講座の開催状況

（令和元年度）

佐世保会場 10月20日、26日、27日

五島会場 11月23日、24日、30日

（令和2年度）

東彼杵会場 11月21日、22日、23日

平戸会場 12月5日、6日、13日

（令和3年度）

島原会場 1月8日、9日、10日

大村会場 2月11日、12日、13日（中止）

養成講座の状況写真



区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	③関係機関と協力した防災推進員（自主防災リーダー）の養成促進	長崎県			

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

④ 住民に対する防災意識の普及啓発

関係機関や地域と連携し、防災訓練や地区防災計画の策定等を通して、住民の防災意識の向上を図ります。また、出前講座やホームページ等を活用し、防災情報などの周知を図ります。

地区防災訓練の実施



地区防災計画の策定



出前講座



- ・ホームページ等による周知
- ・自主防災組織の結成促進
- ・自主運営地域避難所の開設促進

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	④住民に対する防災意識の普及啓発	佐世保市			

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

⑤ 防災行政無線等を活用した防災情報の発信

水害等の被害を最小限にするため、避難指示等の防災情報を、防災行政無線等の各種手段を活用し、地域住民へ迅速かつ確実に発信します。

また、防災情報をより確実に伝達する手段として、戸別受信機（防災ラジオ）を希望世帯へ配付します。

防災行政無線



災害時の避難情報などの緊急情報を、市内各所の屋外スピーカーにて、情報伝達を行います。

戸別受信機（防災ラジオ）



（標準型）



（文字表示型）

防災行政無線の放送内容を屋内で聞くことができる機器を希望世帯へ配付することで、より確実な情報伝達を図ります。

・災害情報配信サービス

放送した内容を携帯電話やスマートフォンに、電子メールでお知らせするサービスです。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	⑤防災無線等を活用した防災情報の発信	佐世保市			

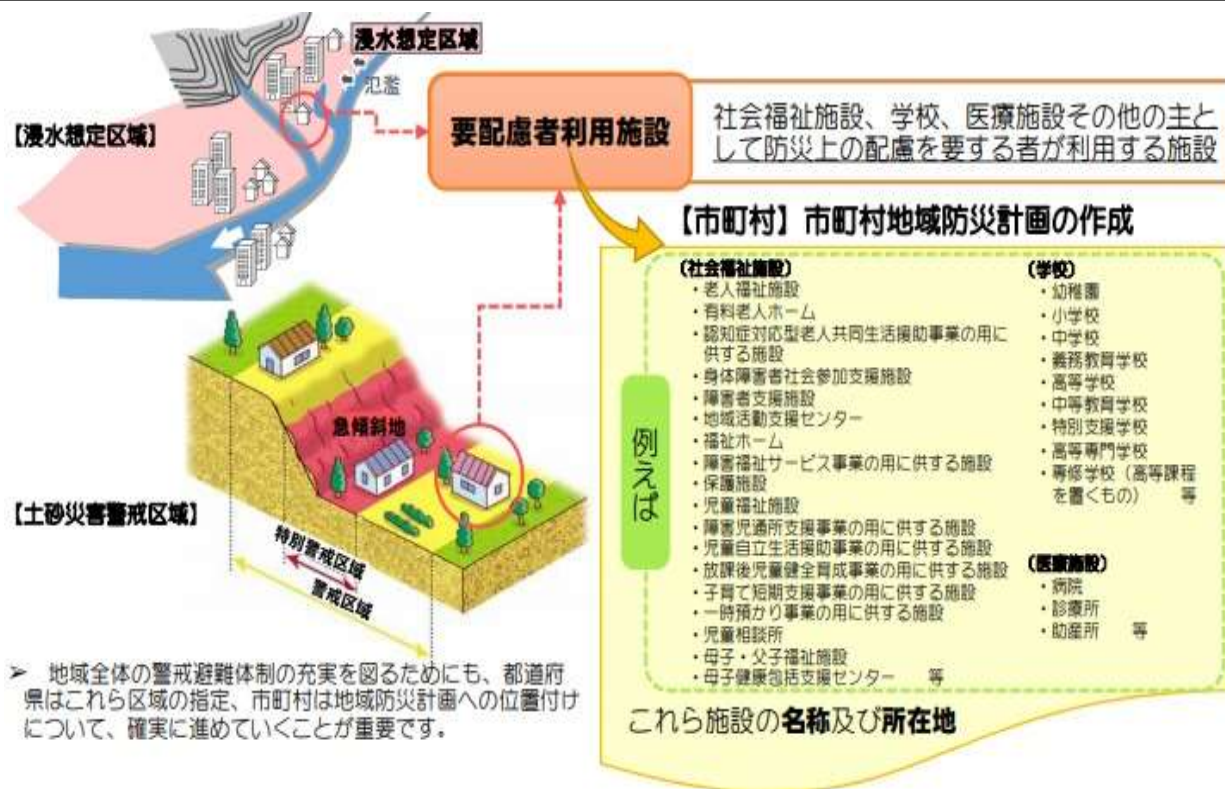
早岐川水系流域治水プロジェクト

実施主体
佐世保市、長崎県、長崎地方気象台

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

⑥ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設（地域防災計画に位置付け）の、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、関係機関と連携し支援・促進を図ります。



区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	⑤要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進	佐世保市、長崎県、長崎地方気象台			

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

⑦ 洪水、土砂災害ハザードマップの作成・周知

洪水、土砂災害に伴うリスク情報、及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供し、被害の軽減に努めます。

洪水ハザードマップ

平成22年6月

早岐川洪水ハザードマップ（L1）配布



平成27年5月 水防法改正

対象となる降雨

計画規模（L1）100年に1回

→想定最大規模（L2）1000年に1回



令和3年3月

洪水浸水想定区域指定（長崎県）



令和4年5月

早岐川・小森川洪水ハザードマップ（L2）配布



洪水ハザードマップの周知徹底



土砂災害ハザードマップ

平成13年4月

『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』施行



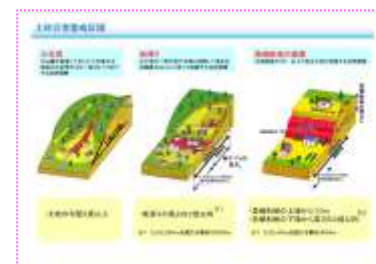
平成26年3月

土砂災害警戒区域 及び
土砂災害特別警戒区域指定
（長崎県）



平成27年6月

土砂災害ハザードマップの配布
（土石流、急傾斜地崩壊）
（早岐地区周辺）



区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	⑦洪水、土砂災害ハザードマップの作成・周知	佐世保市			

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

⑧ 防災気象情報の普及啓発（在留外国人・訪日外国人旅行者に対する防災情報の普及・啓発）

在留・訪日外国人の方が防災気象情報を理解し安全な避難行動に結びつけるための母国語のポイント解説コンテンツ等を制作・配布（提供）することで、外国の方々を含めた地域全体の防災力を向上させることを目的とする。

令和4年1月12日提供開始！

自治体等へ配布中



留学生への聞き取り

- ・関係機関と連携し、外国人が必要とする防災気象情報のニーズ調査を実施

令和2年度

ステージ 01
利用実態調査



- ・多言語に適した主要なコンテンツを気象台HPに掲載

令和3年度

ステージ 02
電子コンテンツ提供



- ・やさしい日本語リーフレット制作配布
- ・ベトナム語、中国語解説リーフレット制作配布

令和3年度

ステージ 03
リーフレット制作・配布



- ・解説リーフレットの対象国を拡大し充実

令和4年度以降

ステージ 04
多言語化の拡充

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期（～5年）	中期（5～15年）	長期（15年～）
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	⑧ 防災気象情報の普及啓発	長崎地方気象台			